

令和3年5月19日

[要綱第26号]

改正 令和4年4月6日要綱第22号

石川町みんなのまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川町は、地域コミュニティの活性化、連帯感の醸成、地域環境の整備改善による活力ある地域社会の実現のため、本町の地域課題の解決や地域の活性化に向けて、町民自らが企画し、自主的に取り組む事業を実施する団体（以下、「団体」という。）に対し、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、団体が次の各号に掲げるいずれかの事業（以下、「事業」という。）を実施する場合に、当該事業に要する経費について団体に対して交付するものとし、その額は、別表の区分による補助率を乗じて得た額（限度額は30万円）とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 地域コミュニティ推進事業
- (2) 地場産業の育成事業
- (3) 地域伝統文化の保存・継承事業
- (4) 地域環境・美化事業
- (5) 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）の採択事業

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、石川町みんなのまちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の別紙）
- (2) 団体の運営に関する規約
- (3) 団体名簿
- (4) 見積書

3 第1項の申請書及び前項の申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。
(軽微な変更)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 目的の達成に支障がないと認められる範囲の事業内容の変更をすること。
- (2) 補助金額の増減を伴わない事業費の内訳の変更をすること。

(変更の承認の申請)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき町長の承認を受けようとする場合は、

石川町みんなのまちづくり事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の通知）

第6条 規則第7条に規定する通知は、石川町みんなのまちづくり事業補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を発した日から起算して10日を経過した日とする。

（概算払）

第8条 町長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする場合は、石川町みんなのまちづくり事業補助金概算払請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により全額概算払を受けた場合は、規則第13条の規定による実績報告書に、石川町みんなのまちづくり事業概算払精算書（様式第5号）を添えて提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、石川町みんなのまちづくり事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日。）から起算して30日を経過した日までに行うものとする。

（1） 事業報告書（様式第6号の別紙）

（2） 支出を証明するものの写し

（3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第10条 規則第14条に規定する通知は、石川町みんなのまちづくり事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条 補助金の交付額の決定を受けた団体は、石川町みんなのまちづくり事業補助金交付請求書（様式第8号）を速やかに町長に提出しなければならない。ただし、第8条第1項の規定により全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

（会計帳簿等の整理等）

第12条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

区分	補助率	補助限度額
(1) 地域コミュニティ推進事業	事業に要する経費 の4分の3	30万円
(2) 地場産業の育成事業		
(3) 地域環境・美化事業		
(4) 地域伝統文化の保存・継承事業		
(5) 福島県地域創生総合支援事業 (サポート事業)の採択事業	団体が負担する自己財源額 の10分の10	